

老介発0331第2号
令和4年3月31日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿
各区市町村介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（ 公 印 省 略 ）

「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」等
の一部改正について

今般、「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」（令和3年7月5日付け老介発070第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）及び「高額医療合算介護サービス費等の支給の運用等について」（平成21年1月16日付け老介発第0116001号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）の一部を次のとおり改正し、令和4年3月31日から適用することとしたため、内容を御了知の上、その運用に遺漏なきよう期されたい。

記

第1 改正の趣旨

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、

- ・ 介護保険負担限度額認定証については、地域の実情に応じて市町村の判断により有効期限の設定が可能であること等を明確化するため、通知を改正すること
- ・ 介護保険負担限度額の認定に係る申請書等における性別の記載については、令和3年度中に省令及び通知を改正し、削除すること

が盛り込まれたところ。

これを受けて、「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」及び「高額医療合算介護サービス費等の支給の運用等について」における記載及び当該通知において定める様式について所要の改正を行う。

第2 改正の内容

1. 介護保険負担限度額認定証の有効期限の設定について

負担限度額認定証の有効期限については、地域の実情に応じて市町村の判断により設定することが可能であるため、その旨を明確化する改正を行う。

2. 介護保険負担限度額の認定に係る申請書等における性別の記載について

本日付けで健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令

第 56 号。以下「改正省令」という。) が公布された。改正省令においては、介護保険負担限度額の認定に係る申請書等における性別の記載を不要とする改正が行われ、同日付けで施行されている。

当該改正を踏まえ、「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」の別添様式 1、別添様式 5 及び別添様式 6 を別紙 2 のとおり、「高額医療合算介護サービス費等の支給の運用等について」の別添 1 を別紙 3 のとおり、性別欄を削除する改正を行う。

なお、本通知で定める介護保険負担限度額の認定に係る申請書等については、

- ・ 本通知の適用以後も当分の間は旧様式の発行が可能であること
- ・ 本通知の適用の際、現にある旧様式の用紙については、当分の間は取り繕って使用することが可能であること

を申し添える。

3. その他

その他所要の改正を行う。

○介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて（令和3年7月5日老介発0705号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）（抄）

【新旧対照表】

（変更点は下線部）

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>(参考資料3)「<u>境界層該当者の取扱いについて</u>」(平成17年9月21日付け社援保発0021001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)</p> <p>(略)</p>	<p>記</p> <p>(略)</p> <p>(参考資料3)「<u>境界層該当者の取扱いについて</u>」の一部改正について(通知) (平成31年3月29日付け社援保発0329第2号平成31年3月29日厚生労働省社会・援護局保護課長通知)</p> <p>(略)</p>

○介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて（令和3年7月5日老介発0705号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）（別添1）

【新旧対照表】

（変更点は下線部）

改正後	改正前
<p>1. 利用者負担割合の判定事務</p> <p>I (略)</p> <p>II 事務処理</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 世帯構成の変更に伴う随時の判定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 負担割合証の作成・交付</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 第一号被保険者の死亡等による資格喪失があった場合 第一号被保険者の死亡等による資格喪失があった場合、同一世帯に残る他の第一号被保険者について、当該月は従前の負担割合を適用することとし、負担割合に変更が生じる場合には、新たな負担割合を翌月初日から適用する。<u>なお、死亡等があった日が月の末日である場合は、死亡等があった日の属する月の翌月初日から新たな負担割合を適用することとなる。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>1. 利用者負担割合の判定事務</p> <p>I (略)</p> <p>II 事務処理</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 世帯構成の変更に伴う随時の判定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 負担割合証の作成・交付</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 第一号被保険者の死亡等による資格喪失があった場合 第一号被保険者の死亡等による資格喪失があった場合、同一世帯に残る他の第一号被保険者について、当該月は従前の負担割合を適用することとし、負担割合に変更が生じる場合には、新たな負担割合を翌月初日から適用する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3 (略)</p>

○介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて（令和3年7月5日老介発0705号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）（別添2）

【新旧対照表】

（変更点は下線部）

	改正後	改正前
<p>2. 高額介護（予防）サービス費の支給事務</p> <p>I 事務処理</p> <p>第1 定期的な判定</p> <p>(1) 世帯状況・所得状況の把握</p> <p>① (略)</p> <p>② 課税所得の判定</p> <p>当該被保険者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の中に市町村住民税課税者がいる場合（市町村住民税課税世帯である場合）、当該世帯に属する全ての第一号被保険者の課税所得額を把握し、以下の区分に応じて負担上限額の判定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税所得380万円未満である者がいる場合：世帯44,400円 ・ 同380万円以上690万円未満である者がいる場合：世帯93,000円 ・ 同690万円以上である者がいる場合：世帯140,100円 <p>※ 課税所得とは、具体的には、当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法の規定による市町村住民税に係る所得の金額によるものとし、同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から、同項各号及び第2項の規定による控除をした後の金額として算定する。</p> <p>※ また、課税所得の算定には、平成22年度税制改正による年少扶養控除の見直しに対応するための調整措置が設けられており、サービスを受けた月の属する年の前年の12月31日現在にお</p>	<p>2. 高額介護（予防）サービス費の支給事務</p> <p>I 事務処理</p> <p>第1 定期的な判定</p> <p>(1) 世帯状況・所得状況の把握</p> <p>① (略)</p> <p>② 課税所得の判定</p> <p>当該被保険者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の中に市町村住民税課税者がいる場合（市町村住民税課税世帯である場合）、当該世帯に属する全ての第一号被保険者の課税所得額を把握し、以下の区分に応じて負担上限額の判定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税所得380万円未満である者がいる場合：世帯44,400円 ・ 同380万円以上690万円未満である者がいる場合：世帯93,000円 ・ 同690万円以上である者がいる場合：世帯140,100円 <p>※ 課税所得とは、具体的には、当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法の規定による市町村住民税に係る所得の金額によるものとし、同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から、同項各号及び第2項の規定による控除をした後の金額として算定する。</p> <p>※ また、課税所得の算定には、平成22年度税制改正による年少扶養控除の見直しに対応するための調整措置が設けられており、サービスを受けた月の属する年の前年の12月31日現在にお</p>	<p>2. 高額介護（予防）サービス費の支給事務</p> <p>I 事務処理</p> <p>第1 定期的な判定</p> <p>(1) 世帯状況・所得状況の把握</p> <p>① (略)</p> <p>② 課税所得の判定</p> <p>当該被保険者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の中に市町村住民税課税者がいる場合（市町村住民税課税世帯である場合）、当該世帯に属する全ての第一号被保険者の課税所得額を把握し、以下の区分に応じて負担上限額の判定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税所得380万円未満である者がいる場合：世帯44,400円 ・ 同380万円以上690万円未満である者がいる場合：世帯93,000円 ・ 同690万円以上である者がいる場合：世帯140,100円 <p>※ 課税所得とは、具体的には、当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法の規定による市町村住民税に係る所得の金額によるものとし、同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から、同項各号及び第2項の規定による控除をした後の金額として算定する。</p> <p>(新設)</p>

<p>いて世帯主であって、同日において同一世帯に合計所得金額が38万円以下の19歳未満の者（控除対象者）がいる場合には、下記の金額を課税所得から控除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16歳未満の控除対象者の人数×33万円 ・ 16歳以上19歳未満の控除対象者の人数×12万円 <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第2 世帯構成の変更に伴う随時の判定</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 変更後の負担限度額の適用</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 第一号被保険者の死亡等による資格喪失があった場合 同一世帯に属する他の第一号被保険者について、死亡等による資格喪失があった月は、当該月の従前の負担限度額を適用することとし、負担限度額に変更が生じる場合は、新たな負担限度額を翌月初日から適用する。なお、死亡等があった日が月の末日である場合は、死亡等があった日の属する月の翌月初日から新たな負担限度額を適用することとなる。</p> <p>第3～第6 (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>第2 世帯構成の変更に伴う随時の判定</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 変更後の負担限度額の適用</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 第一号被保険者の死亡等による資格喪失があった場合 同一世帯に属する他の第一号被保険者について、死亡等による資格喪失があった月は、当該月の従前の負担限度額を適用することとし、負担限度額に変更が生じる場合には、新たな負担限度額を翌月初日から適用する。</p> <p>第3～第6 (略)</p>
---	--

○介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて（令和3年7月5日老介発0705号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）（別添3）

【新旧対照表】

（変更点は下線部）

	改正後	改正前
	<p>3. 特定入所者介護（予防）サービス費の支給事務</p> <p>I・II（略）</p> <p>III 事務処理</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 定期的な判定</p> <p>（1）世帯状況・所得及び資産状況の把握</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 預貯金等の判定</p> <p>本人及び配偶者の所有する預貯金等の合計額を確認するため、介護保険負担限度額認定申請書に預貯金等の額の記入を求めるとともに、施行規則第83条の6第2項に基づき預金通帳の写し、口座残高が確認できるウェブサイトのコピーなど、記入内容が確認できる書類の添付を求める。あわせて、保険者が金融機関に対して預貯金等の額の照会を行うことについての同意書を必要添付書類として同項に規定しており、申請書とともに提出を求めるとする。記入する残高及び添付する預金通帳等の写しの記帳の時点としては、高齢者の主たる入金要因である年金の振り込み期間も踏まえ、運用上、原則として申請日の直近2ヶ月以内の期間として取り扱う。（直近2ヶ月以内に入金がないなどの例外的なケースもあり得るため、その場合は2ヶ月以前の直近の記帳の金額で判断することとなる。）</p> <p>※ 預金通帳の写し等の書類の添付については、適正な支給決定の</p>	<p>3. 特定入所者介護（予防）サービス費の支給事務</p> <p>I・II（略）</p> <p>III 事務処理</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 定期的な判定</p> <p>（1）世帯状況・所得及び資産状況の把握</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 預貯金等の判定</p> <p>本人及び配偶者の所有する預貯金等の合計額を確認するため、介護保険負担限度額認定申請書に預貯金等の額の記入を求めるとともに、施行規則第83条の6第2項に基づき預金通帳の写し、口座残高が確認できるウェブサイトのコピーなど、記入内容が確認できる書類の添付を求める。あわせて、保険者が金融機関に対して預貯金等の額の照会を行うことについての同意書を必要添付書類として同項に規定しており、申請書とともに提出を求めるとする。記入する残高及び添付する預金通帳等の写しの記帳の時点としては、高齢者の主たる入金要因である年金の振り込み期間も踏まえ、運用上、原則として申請日の直近2ヶ月以内の期間として取り扱う。（直近2ヶ月以内に入金がないなどの例外的なケースもあり得るため、その場合は2ヶ月以前の直近の記帳の金額で判断することとなる。）</p> <p>※ 預金通帳の写し等の書類の添付については、適正な支給決定の</p>

ため初回申請時には求める必要があるが、介護保険施設等に継続入所中の場合であって、預貯金等の額に大きな変動がないと見込まれるときなどについては、申請者の負担に鑑み、必ずしも毎年の添付まで求めなくとも差し支えない。添付の頻度は、適正な判定を行える範囲で、保険者の運用の中で判断して差し支えない。

(略)

(2) 認定証の交付

(1) により判定を行ったら、支給対象者に対して、負担限度額及び有効期限を記した認定証を作成し、郵送や窓口交付等により交付する。有効期限の始期は8月1日、終期は翌年7月31日となる。

ただし、保険者において、受給者の預貯金等の額の変動状況や過調整の発生見込み等の地域の実情を踏まえ、必要があると認めるときは、当該終期を翌々年7月31日としても差し支えない。ただし、その際には、被保険者に対して、認定証の有効期間中に支給の要件を満たさなくなつた場合には認定証返還の徹底を求めるなど不適正受給の発生防止に努めること。

なお、判定の結果、要件を満たしていない場合には不支給決定通知書を発行することとなるが、理由が明確に認識できるよう、たとえ

ば、

- ・市町村民税課税世帯であるため
- ・同一世帯でない配偶者が市町村民税課税であるため
- ・厚生労働省令で定める額を超える資産があるため
- ・特例減額措置の要件に該当しないため

等の理由を記載する。

第3～第6 (略)

ため初回申請時には求める必要があるが、継続入所中の場合、申請者の負担に鑑み、必ずしも毎年の添付まで求めなくとも差し支えない。添付の頻度は、適正な判定を行える範囲で、保険者の運用の中で判断して差し支えない。

(略)

(2) 認定証の交付

(1) により判定を行ったら、支給対象者に対して、負担限度額及び有効期限を記した認定証を作成し、郵送や窓口交付等により交付する。有効期限の始期は8月1日、終期は翌年7月31日となる。

なお、判定の結果、要件を満たしていない場合には不支給決定通知書を発行することとなるが、理由が明確に認識できるよう、たとえ

ば、

- ・市町村民税課税世帯であるため
- ・同一世帯でない配偶者が市町村民税課税であるため
- ・厚生労働省令で定める額を超える資産があるため
- ・特例減額措置の要件に該当しないため

等の理由を記載する。

第3～第6 (略)

○介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて（令和3年7月5日老介発0705号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）（別添5）

【新旧対照表】

（変更点は下線部）

改正後	改正前
<p>5. 境界層措置の運用</p> <p>I (略)</p> <p>II 境界層措置の適用順序</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 1から3までに係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなおお生活保護を必要とする者である場合においては、Iの④に掲げる限度額について、<u>施行令第22条の2第7項第2号及び同条第2号及び同条第8項又は施行令第29条の2第7項第2号及び同条第8項の規定に基づき、より低い上限額(1月につき24,600円又は15,000円)を適用することとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>III 具体的な事務処理</p> <p>「境界層該当者の取扱いについて」(平成17年9月21日付け社援保発0021001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) 参考資料3により、福祉事務所長は、生活保護の申請を行った被保険者等に対し、必要な境界層措置の証明を行うこととされているので、保険者は、Iの①から⑤の順(具体的には福祉事務所長が交付した証明書等に記載されることとなる。)に境界層措置を適用することとなる。</p> <p>具体的な事務処理は、以下のとおりである。</p> <p>①・② (略)</p> <p>IV (略)</p>	<p>5. 境界層措置の運用</p> <p>I (略)</p> <p>II 境界層措置の適用順序</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 1から3までに係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなおお生活保護を必要とする者である場合においては、Iの④に掲げる限度額について、<u>施行令第22条の2第5項第2号及び同条第6項又は施行令第29条の2第5項第2号及び同条第6項の規定に基づき、より低い上限額(1月につき24,600円又は15,000円)を適用することとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>III 具体的な事務処理</p> <p>「境界層該当者の取扱いについて」の一部改正について(平成31年3月29日社援保発0329第2号) 参考資料3により、福祉事務所長は、生活保護の申請を行った被保険者等に対し、必要な境界層措置の証明を行うこととされているので、保険者は、Iの①から⑤の順(具体的には福祉事務所長が交付した証明書等に記載されることとなる。)に境界層措置を適用することとなる。</p> <p>具体的な事務処理は、以下のとおりである。</p> <p>①・② (略)</p> <p>IV (略)</p>

老介発 0705 第1号
令和3年7月5日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿
各区市町村介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（ 公 印 省 略 ）

介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護保険制度における利用者負担及び高額介護サービス費等の費用負担等に係る事務処理については、これまで各種通知でお示ししており、その内容を踏まえ、各保険者において御対応いただいているところでございます。

今般、令和3年8月からの制度見直しへの対応に向けて、当該見直し事項に関する留意事項及びこれまでの利用者負担等に係る事務処理の取扱いを別紙1から6にまとめましたので、貴職におかれましては、内容を御了知の上、管内保険者に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知の施行に伴い、下記通知は現に申請が行われている場合を除き、令和3年7月31日限りで廃止します。

- ・ 「高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用について」（平成17年9月8日付け老介発0908001号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）
- ・ 「厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合並びに食費及び居住費の特定負担限度額の特例について」（平成17年9月8日付け老介発0908002号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）
- ・ 「境界層措置の運用の詳細について」（平成17年9月21日付け老介発第0921001号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）
- ・ 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴う留意事項について」（平成27年3月31日付け老介発0331第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）
- ・ 「費用負担の見直しに係る事務処理の取扱いについて」（平成27年7月13日付け老介発0713第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）
- ・ 「特定入所者介護（予防）サービス費における非課税年金勘案の事務処理等について（その3）」（平成28年5月26日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）
- ・ 「特定入所者介護サービス費における課税層に対する特例減額措置の周知徹底

について」(平成28年9月2日付け老介発0902第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)

記

- (別添1) 1. 利用者負担割合の判定事務
- (別添2) 2. 高額介護(予防)サービス費の支給事務
- (別添3) 3. 特定入所者介護(予防)サービス費の支給事務
- (別添様式1) 介護保険負担限度額認定申請書
- (別添様式2) 同意書
- (別添様式3) 介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について(照会)
- (別添様式4) 介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について(回答)
- (参考資料1) 「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」の一部改正について(通知)」(令和元年11月13日付け老介発1113第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)
- (参考資料2) 「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」(平成27年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)
- (別添4) 4. 市町村民税課税層に対する特例減額措置
- (別添様式5) 特定入所者介護サービス費における課税層に対する特例減額措置に係る資産等申告書(参考)
- (別添5) 5. 境界層措置の運用
- (参考資料3) 「境界層該当者の取扱いについて」(平成17年9月21日付け社援保発0021001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)
- (別添6) 6. 旧措置入所者に係る手続きについて
- (別添様式6) 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)

主な改正事項

第1 高額介護（予防）サービス費の負担限度額の見直し

- 高額介護（予防）サービス費（以下「高額介護サービス費」という。）の現役並み所得者のうち、サービスを受けた月の属する年の前年（その月が1月から7月までの場合には、前々年。以下同じ。）の課税所得が380万円以上である第一号被保険者（本人を含む）が同一世帯内にいる者の負担限度額については、令和3年8月1日サービス分より、以下のとおり見直されることとなる。
 - ・ 課税所得380万円以上690万円未満の場合、世帯の負担限度額が93,000円
 - ・ 課税所得690万円以上の場合、世帯の負担限度額が140,100円
- また、医療保険制度の現役並み所得者に係る課税所得の算定には、平成22年度税制改正による年少扶養控除の見直しに対応するための調整措置が設けられていることを踏まえ、介護保険制度においても同様の調整措置を設けている。すなわち、サービスを受けた月の属する年の前年の12月31日現在において世帯主であって、同日において同一世帯に合計所得金額が38万円以下の19歳未満の者（控除対象者）がいる場合には、下記の金額を課税所得から控除する。
 - ・ 16歳未満の控除対象者の人数×33万円
 - ・ 16歳以上19歳未満の控除対象者の人数×12万円

第2 特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件の見直し

1 食費の負担限度額の見直し

(1) 施設入所者

現行の第3段階（本人年金収入等80万円超）を保険料の所得段階と合わせて、本人年金収入等80万円超120万円以下（以下「第3段階①」という。）と本人年金収入等120万円超（以下「第3段階②」という。）の2つの段階に区分するとともに、第3段階②について、本人の負担限度額を1,360円/日とする。

(2) （介護予防）短期入所生活介護及び療養介護利用者

(1)と同様、第3段階を2つに区分するとともに、第3段階②について、(1)の金額を踏まえ、本人の負担限度額を1,300円/日とする。

また、食費が給付対象外となっている通所介護等との均衡等の観点から、本人の負担限度額について、第3段階①は1,000円/日、第2段階は600円/日とする。

2 預貯金等の基準の見直し

- 所得段階に応じて預貯金等の基準を設ける（第2段階：650万円、第3段階①：550万円、第3段階②：500万円）。
- 第2号被保険者及び旧措置入所者並びに老齢福祉年金受給者は、見直しの対象外としている。
- なお、令和3年8月の判定では、申請時点の預貯金等の額ではなく、申請者本人及び配偶者等に申請日以降の預貯金等の変動要因を聴取し、8月1日時点の預貯金等の見込み額が見直し後の基準を満たしているか確認する必要があることに留意する。

第3 留意事項

境界層措置における適用期間について、発行日が属する年度の翌年度の7月まで継続することとしていたが、高額介護サービス費及び特定入所者介護（予防）サービス費の適用期間に合わせて、「認定の発効日の属する月が4月1日～7月31日までの場合には、当該年度の7月末まで」とする。

なお、現に境界層措置の認定が発効されている場合については、従前の例に従い、有効期限は翌年の7月までとして差し支えない。

1. 利用者負担割合の判定事務

I 原則的な要件

(1) 合計所得金額による基準

① 一定以上所得者

保険給付の額が費用の100分の80に相当する額（特例居宅介護サービス費等の償還払いの給付については、100分の80に相当する額を基準として市町村が定める額）となる一定以上所得者は、サービスを受けた日の属する年の前年（その日の属する月が1月から7月までの場合には、前々年。以下同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号する合計所得金額（※1）をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額（※2）の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。以下同じ。）が160万円以上220万円未満である第一号被保険者とされている。

※1 平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の合計所得金額。見直しの詳細は、「平成30年度税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直しについて」（令和2年12月25日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）を参照。

※2 具体的には、以下の（1）～（8）となる。

- （1）収容交換等のために土地等を譲渡した場合：最大5,000万円
- （2）特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合：最大2,000万円
- （3）特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合：最大1,500万円
- （4）農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合：最大800万円
- （5）居住用財産を譲渡した場合：3,000万円
- （6）特定の土地（平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合：1,000万円
- （7）令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用土地等を譲渡した場合：100万円
- （8）上記の（1）～（7）のうち2つ以上の適用を受ける場合：最高限度額 最大5,000万円

② 現役並み所得者

保険給付の額が費用の100分の70に相当する額（特例居宅介護サービス費等の償還払いの給付については、100分の70に相当する額を基準として市町村が定める額）となる現役並み所得者は、サービスを受けた日の属する年の前年の合計所得金額が220万円以上である第一号被保険者とされている。

(2) 公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額による基準

ただし、(1)に該当する場合であっても、本人を含めた同一世帯(住民基本台帳上の世帯が基本。以下同じ。)に属する全ての第一号被保険者のサービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号)及びその他の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を控除した額。以下同じ。)の合計額に応じて、利用者負担割合は以下のとおりとなる。

- ・ 346万円未満(同一世帯の第一号被保険者が本人のみである場合には、280万円未満)である場合、1割負担
 - ・ 346万円以上463万未満(同一世帯の第一号被保険者が本人のみである場合には、280万円以上340万円未満)である場合、2割負担
 - ・ 463万円以上(同一世帯の第一号被保険者が本人のみである場合には、340万円以上)である場合、3割負担
- となる。

(3) その他の考慮要素

(1)及び(2)にかかわらず、以下の場合には1割負担とする。

- ① サービスを受けた日の属する年度(その日の属する月が4月から7月までの場合には、前年度)分の市町村民税が非課税である場合(市町村の条例により免除されている場合を含む。)
- ② 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合。

※ 被保護者に関しては、保護開始月の初日から1割とし、保護廃止の場合は翌月初日から所得に基づく本来の負担割合を適用する。

※ 第二号被保険者については一律に1割負担となる。

※ 介護保険法施行法(平成9年法律第124号)(以下「施行法」という。)第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者については一律に1割負担となる。

II 事務処理

第一号被保険者の負担割合は、その属する世帯の状況と、本人及び同一世帯に属する他の第一号被保険者の所得の状況に応じて判定されるものであり、具体的には次により判定することとなる。

第1 定期的な負担割合の判定

第一号被保険者の負担割合の判定は、地方税法の規定による市町村民税に係る所得の金額に基づいて行うこととしている。市町村民税に係る所得の金額は、毎年度、前年中の所得に基づいて算定されることから、その算定期間を踏まえ、毎年8月1日を基準日として定期的に負担割合の判定を行う必要がある。この判定は、市町村が保有する税情報に基づき職権で行う。なお、転入者の負担割合を判

定する際には、転入先市町村が転出元市町村に所得を照会することで対応し、住所地特例対象被保険者の負担割合を判定する際には、現住所地である施設所在市町村に所得を照会することで対応する。

なお、要介護（支援）認定を受けていない第一号被保険者については、必ずしも負担割合の判定は必要ないため、定期的な判定を行う必要はなく、要介護（支援）認定申請があった際に随時判定することとなる。

（1）世帯状況・所得状況の把握

保険者は、毎年8月1日現在の世帯状況・所得状況を把握し、次の判定を行う。

① 第一号被保険者本人の合計所得金額による判定

まず、判定対象となる第一号被保険者本人について、I（1）の合計所得金額を把握する。その額が160万円未満である場合には1割負担とし、160万円以上である場合は②の判定に移る。

② 同一世帯の第一号被保険者の「公的年金等の収入金額＋その他の合計所得金額」による判定

本人を含めた同一世帯に属する全ての第一号被保険者のI（2）の公的年金等の収入金額及びその他の合計所得金額の合計額を把握するし、判定を行う。

③ その他の考慮要素の確認

判定対象となる第一号被保険者本人について、市町村民税非課税者（市町村の条例により免除されている場合を含む。）でないかどうかを確認し、そうである場合には、①及び②にかかわらず1割負担とする。

また、生活保護法に規定する被保護者及び第2号被保険者である場合には、①及び②にかかわらず1割負担とする。

※ その年に海外から帰国した者については、市町村に課税権がなく、そもそも前年所得がないため、一定以上所得者には該当しないものとする。

※ 市町村民税未申告のため前年所得が不明である者については、判定上は1割とするが、後に所得更正等があり、再判定の結果一定以上所得者に該当することが判明することはあり得る。その場合、過誤調整（後述第3参照）を行う。

（2）負担割合証の作成・交付

（1）により負担割合の判定を行ったら、判定対象者に対して、負担割合及び有効期限を表記した負担割合証を作成し、郵送や窓口交付等により対象者に

交付する。有効期限の始期は8月1日、終期は翌年7月31日となる。8月1日からのサービス利用に支障が生じないように、交付は同日までに確実に完了しておく必要がある。

※ なお、第二号被保険者は一律に1割負担だが、事業所窓口等で適切に負担割合を確認できるよう、要介護（支援）認定を受けている第二号被保険者に対しても負担割合証を交付する。

※ 第二号被保険者がその年の8月1日から翌年の7月31日までの間に65歳に到達する場合、65歳到達以降は一定以上所得者又は現役並み所得者に該当することがわかっている場合は、負担割合証の負担割合欄を2段にして、年齢到達月までの割合（1割）とその翌月以降の割合（2割又は3割）をあらかじめ併記して交付することも可能である。

（3）負担割合の適用・確認

サービス利用日ごとに負担割合証に記された負担割合が適用されることとなる。居宅介護（予防）福祉用具購入費及び居宅介護（予防）住宅改修費については、従前より支給を受けようとする場合、保険者に提出する書類には領収書が含まれており、そのような提出書類等を確認した上で支給を行うこととしていることから、領収書記載日時点における負担割合を適用することが基本となる。ただし、口座引き落とし等により事業者が領収する時期が遅れる場合であって、当該時期の遅れにより利用者負担割合が変更になってしまうような事例については、変更前の利用者負担割合により対応する。（この場合、保険者が国保連合会に送付する償還明細書情報については、サービス提供年月を当該変更前の利用者負担割合の適用年月とする。）

また、事業所の窓口で本人に負担割合証の提示を求めても確認できない場合、居宅介護支援事業者等の介護サービス事業者から個別の被保険者の負担割合に関する問合せがあることが想定される。このような場合には、市町村が定める個人情報保護条例等の個人情報の取扱いに関するルールを遵守したうえで、対応することは差し支えない。ただし、回答する相手が本人の利用する事業所であることを確認した上で回答する必要があるため、例えば電話で問い合わせがあった場合に相手が誰であるかの確認を経ずに回答することは不適切である。

第2 世帯構成の変更に伴う随時の判定

負担割合は世帯単位で判定する仕組みではなく、あくまで第一号被保険者個人を単位として判定する仕組みである。一方で、「公的年金等の収入金額＋その他の合計所得金額」による基準は、同一世帯の全ての第一号被保険者に係る額を合計して判定するものであることから、第一号被保険者の世帯構成に変更があった場合には、

- ・ 異動のあった第一号被保険者本人
- ・ 異動のあった第一号被保険者が異動前に属していた世帯に属する第一号被保険者
- ・ 異動のあった第一号被保険者が異動後に属する世帯に属する第一号被保険者

について、負担割合が変更になる可能性がある。このため、変更後の世帯構成を基にこれらの者の負担割合を再判定し、その結果負担割合が変更になる場合には、速やかに新たな負担割合の適用及び負担割合証の再交付を行うことが必要となる。

(1) 世帯構成の変更の事実の把握

第一号被保険者の転入・転出・転居・死亡・65歳到達等に係る住民基本台帳の更新状況の確認などを通じて、随時、第一号被保険者に係る世帯構成の変更の事実を把握することが重要である。

世帯構成の変更の事実を把握した場合には、変更後の世帯構成に基づいて I に掲げる所得の状況を把握し、再度負担割合を判定することとなる。この場合、転入者に係る所得状況は転入先市町村の税情報で確認できないことから、転出元市町村に所得照会を行うことにより把握する必要がある。

※ なお、転出元市町村が発行した受給資格証明書の負担割合欄に印字された情報により、転入前の負担割合を確認することができる。この情報も活用して速やかな判定に活かすことが考えられるが、転入後の世帯構成によって負担割合は変わりうるものであり、必ずしも転入前の負担割合を機械的に引き継ぐことはできない。あくまで転入先市町村において世帯状況・所得状況を踏まえつつ自ら判定を行うべきことに留意が必要である。

(2) 変更後の負担割合の適用

① 他保険者への転出・他保険者からの転入があった場合

ア 転入した第一号被保険者本人について

転入した日から新たな負担割合を適用する。

イ 転入した第一号被保険者を受け入れた世帯に属する第一号被保険者について

転入した第一号被保険者を受け入れた月は、当該月の受け入れ前の負担割合を適用し、負担割合に変更が生じる場合には、新たな負担割合を翌月初日から適用する。ただし、転入を受け入れた日が月の初日である場合は、当該月から新たな負担割合を適用する。

ウ 第一号被保険者が転出した世帯に属する第一号被保険者について

イと同様に取り扱う。

② 同一保険者内で他世帯への転居・他世帯からの転居があった場合

ア 転居した第一号被保険者本人について

転居した月は、当該月の転居前の負担割合を適用し、負担割合に変更が生じる場合には、新たな負担割合を翌月初日から適用する。ただし、転居した日が月の初日である場合は、当該月から新たな負担割合を適用する。

イ 転居した第一号被保険者を受け入れた世帯に属する第一号被保険者について

①のイと同様に取り扱う。

ウ 第一号被保険者が転居した世帯に属する第一号被保険者について

①のイと同様に取り扱う。

③ 新たに65歳到達により第一号被保険者となる者があった場合

ア 65歳到達した第一号被保険者本人について

65歳到達した日に第二号被保険者としての要介護（支援）認定がある場合、その日の属する月は1割負担とし、判定により2割又は3割負担となる場合には、翌月初日から新たな負担割合を適用する。ただし、65歳到達した日が月の初日である場合は、その日の属する月から新たな負担割合を適用する。

65歳到達した日に第二号被保険者としての要介護（支援）認定がない場合、判定により2割又は3割負担となる場合には、その日の属する月から新たな負担割合を適用する。

イ 65歳到達した第一号被保険者と同一世帯に属する他の第一号被保険者について

65歳到達した月は、当該月の従前の負担割合を適用し、負担割合に変更が生じる場合には、新たな負担割合を翌月初日から適用する。ただし、65歳到達した日が月の初日である場合は、当該月から新たな負担割合を適用する。

④ 第一号被保険者の死亡等による資格喪失があった場合

第一号被保険者の死亡等による資格喪失があった場合、同一世帯に残る他の第一号被保険者について、当該月は従前の負担割合を適用することとし、負担割合に変更が生じる場合には、新たな負担割合を翌月初日から適用する。なお、死亡等があった日が月の末日である場合は、死亡等があった日の属する月の翌月初日から新たな負担割合を適用することとなる。

(参考) 他保険者への転出・他保険者からの転入があった場合

		8月	9月		10月
			前半	後半	
世帯構成	世帯X (α)	A (公的年金 100 万) B (公的年金 350 万)	A B	A	A
	世帯Y (β)			B	B
負担割合	A	1割	1割		1割
	B	2割	2割	3割	3割

		8月	9月		10月
			前半	後半	
世帯構成	世帯X (α)	A (公的年金 300 万) B (公的年金 30 万)	A B	A B	A B
	世帯Y (β)	C (公的年金 300 万)	C	C	C
負担割合	A	1割	1割		2割
	B	1割	1割	1割	1割
	C	2割	2割		1割

(参考) 同一保険者内で他世帯への転居・他世帯からの転居があった場合

		8月	9月		10月
			前半	後半	
世帯構成	世帯X	A (公的年金 100 万) B (公的年金 350 万)	A B	A	A
	世帯Y			B	B
負担割合	A	1割	1割		1割
	B	2割	2割		3割

		8月	9月		10月
			前半	後半	
世帯構成	世帯X	A (公的年金 350 万) B (公的年金 100 万)	A B	A B	A B
	世帯Y	C (公的年金 300 万)	C	C	C
負担割合	A	2割	2割		3割
	B	1割	1割		1割
	C	2割	2割		2割

(3) 負担割合証の再交付

負担割合が変更となる第一号被保険者に対しては、(2)に掲げる新たな負担割合と適用開始日を記した負担割合証を再交付する。その際、新たな負担割合の適用開始日前にサービスを利用することもあるため、負担割合欄を2段にして、変更前の割合と変更後の割合を併記することが望ましい。

誤った負担割合に基づく利用者負担の徴収を可能な限り避ける観点から、再判定後速やかに再交付するとともに、既に交付されている負担割合証は速やかな回収に努める。

第3 過誤調整

適切に負担割合を判定した後であっても、

- ・ 被保険者からの世帯変更の届出が遅れたことなどにより、世帯構成の変更の事実の把握が遅れ、随時の再判定が本来適用すべき月に間に合わなかった場合
- ・ 修正申告等により所得更正があり、判定の根拠とした所得の額が遡及して変更された場合

には、既に利用した過去分のサービスに係る負担割合を訂正して適用する必要があることがある。この場合、次の考え方を基本に、事後的に正しい利用者負担額及び保険給付額となるよう過誤調整を行う。こうした過誤調整により被保険者に対して追加支給する場合、法的には支給申請は不要であり、本人確認ができた場合の窓口での支給や口座振込などを通じ、被保険者に手続に係る負担を課さないよう努める。

なお、過大な給付分の返還を求めた場合、会計上、歳入(雑入)と整理するか歳出(戻入)と整理するかは各保険者において判断して差し支えない。

(1) 世帯構成の変更の事実の把握が遅れた場合

第2に掲げるとおり、世帯構成の変更に伴って負担割合の変更が生じる場合があるが、転出入や死亡等に係る本人からの届出が遅れたことなどが原因でそ

の事実の把握が遅れ、結果として、本来負担割合の切り替えを行うべき時期に切り替えができず、変更前の負担割合で継続的に利用者負担の徴収及び事業所の保険請求が行われるケースも想定される。

こうした場合、事実を把握した時点で速やかに再判定・負担割合証の再交付を行うとともに、既に誤った負担割合を基に利用者負担を徴収されている過去のサービス分については、正しい負担割合で計算した利用者負担額との差額を被保険者との間で調整する必要がある。すなわち、本来2割負担であったはずの期間に1割負担でサービスを受けていた場合は保険者が被保険者から差額を徴収し、本来1割負担であったはずの期間に2割負担でサービスを受けていた場合は保険者が被保険者に差額を還付することが基本となる。

(2) 所得更正があった場合

負担割合は、地方税法の規定による市町村民税に係る所得の金額に基づいて判定されるが、しばしば修正申告等により、過年度分の所得の金額が修正され、合計所得金額をはじめ判定根拠とした金額が変更されることがある。

これにより負担割合が変更となる場合、変更の事実を把握した時点で速やかに再判定・負担割合証の再交付を行うとともに、既に利用者負担を徴収している過去のサービス分についても、変更後の負担割合を基に利用者負担額を算定すべきことになることから、差額を被保険者との間で調整する必要がある。すなわち、本来2割負担であったはずの期間に1割負担でサービスを受けていた場合は保険者が被保険者から差額を徴収し、本来1割負担であったはずの期間に2割負担でサービスを受けていた場合は保険者が被保険者に差額を還付することが基本となる。

※ 事業者の協力が得られる場合に限り、事業者がレセプトの再請求を行ったうえで利用者負担の差額分を被保険者と調整することも可能であるが、世帯構成の変更が後日判明したことや所得更正については事業者には何ら責任はないことから、本来は保険者と被保険者の間で追加給付や過給分の返還請求を行うべきものと考えられる。

(3) 遡及期間

(1) の場合、世帯構成の変更に伴う新たな負担割合の本来の適用開始時期にまで遡って、その時点から直近に至るまでの間に既に徴収された利用者負担額を過誤調整することとなる。

(2) の場合、所得は年度を通じて一つの金額に決まるものであるから、所得に基づく定期的な判定の切り替えが行われる8月1日まで遡って、その時点から直近に至るまでの間に既に徴収された利用者負担額を過誤調整することとなる。(更に過年度分の所得が更正された場合には、それに応じて、当該所得が判定に用いられる期間の利用者負担額を過誤調整することとなる。)

(1) 及び(2) のいずれにしても、遡及は消滅時効の範囲内にとどまるた

め、

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第200条第1項の規定により保険給付を受ける権利は2年の消滅時効が適用され、差額の追加給付は2年間を限度
 - ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第1項の規定により不当利得の返還請求権は5年の消滅時効が適用され、差額の徴収は5年間を限度
- として遡及変更し得ることとなる。この場合、消滅時効の起算点は権利を行使することができるに至ったときと解されるため、当該利用者負担の支払日の翌日から進行するものとして取り扱う。